

# 令和 7 年度

会 次 第



■ 期日 令和7年5月29日(木)午後2時30分~  
■ 場所 垂水市役所本館3階 第1会議室



# 垂水市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和7年度版

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

区分	所属	職名	氏名
垂水市長又はその指名する者	垂水市	副市長	坂元 裕人
	垂水市福祉課	課長	新屋 一己
	垂水市教育委員会教育総務課	課長	小池 康之
一般乗合旅客自動車運送事業者	鹿児島交通株式会社	乗合営業部 課長	石田 洋介
一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者	株式会社藤川	代表取締役	八木 申一郎
	南海交通株式会社	代表取締役	羽仁 正次郎
	有限会社オダ	代表取締役	小田 美代子
	協和タクシー	代表	小森 勇
公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者	公益社団法人鹿児島県バス協会	専務理事	鳩野 浩一郎
一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者	一般社団法人鹿児島県タクシー協会	専務理事	山口 俊則
道路管理者又はその指名する者	九州地方整備局大隅河川国道事務所	垂水国道維持出張所長	藤野 正志
	鹿児島県大隅地域振興局建設部建設総務課	課長	川寄 茂巳
	垂水市土木課	課長	福留 健一
鹿児島県警察鹿屋警察署垂水幹部派出所長又はその指名する者	鹿児島県警察鹿屋警察署	垂水幹部派出所長	鎌田 考博
住民又は利用者を代表する者	垂水市振興会長連絡協議会	会長	(未定)
	垂水市高齢者クラブ連合会	会長	西 玲子
	垂水市P T A連絡協議会	会長	大坪 由香
	垂水市商工会	会長	川井田 守
国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者	九州運輸局鹿児島運輸支局	企画調整担当 首席運輸企画専門官	谷口 誠一
	九州運輸局鹿児島運輸支局	輸送監査担当 首席運輸企画専門官	榎 登志幸
一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者	協和タクシー	—	山崎 勝矢
鹿児島県知事又はその指名する者	鹿児島県総合政策部交通政策課	陸上交通係主幹	竹下 真佳
垂水市内において自家有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体	該当なし		
学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者	鹿児島県大隅地域振興局総務部総務企画課	課長	福島 正敏

## 1 運賃協議会とは（別冊参照）

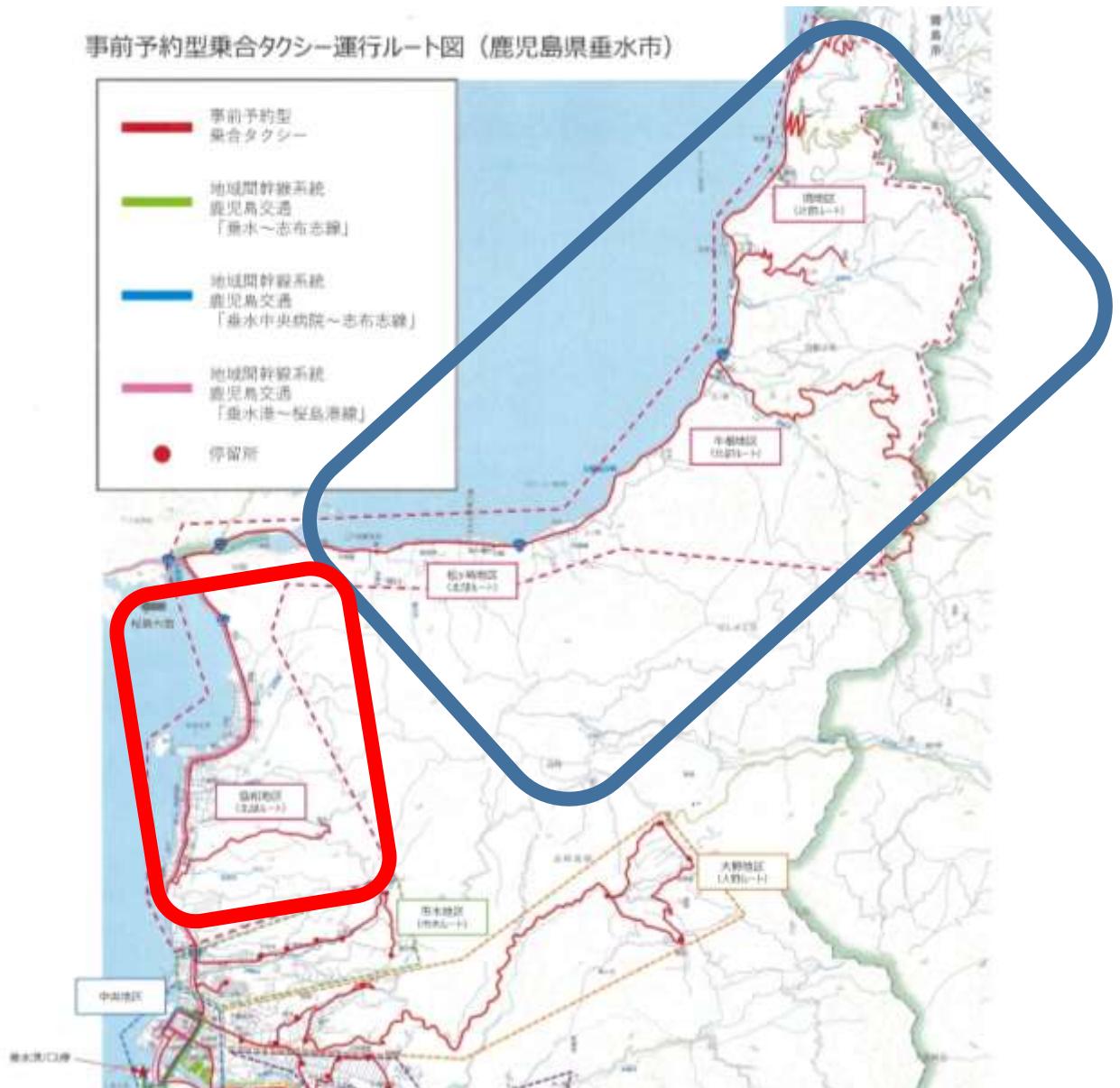
垂水市地域公共交通運賃協議会規約より

第1条 垂水市地域公共交通運賃協議会は、地域の需要に応じ、住民等の生活に必要な旅客運送を確保するため、運賃及び料金に関する協議等を行うことを目的として、道路運送法の規定に基づき設置する（一部省略）。

## 2 新規ルートについて

### （1）概要

市北部【下図青枠】における実証運行を昨年度実施したが、ルート上である「協和地区」【下図赤枠】を新たに加え、本年10月からの本格運行を予定している。



## (2) 運賃

- 中央地区（垂水港）～境地区（23.8km） ····· **1,100 円** (実証運行時より 100 円安)  
中央地区（垂水港）～牛根地区（19.9km） ····· **1,000 円** (実証運行時より 100 円安)  
中央地区（垂水港）～松ヶ崎地区（15.0km） ··· **800 円** (実証運行時より 100 円安)  
中央地区（垂水港）～協和地区（5.8km） ····· **400 円**

### 【補足（路線バス運賃）】

垂水港～下境：830 円 垂水港～牛根二川：740 円 垂水港～口輪：580 円 垂水港～海潟：270 円

## 3 ルート延伸について

### (1) 概要

- ・小谷ルートの始発点である「小谷」を延伸し、「浦川内」とする。
- ・追加となる振興会／浦川内上、浦川内下（自宅前乗降可）



### (2) 運賃

- 中央地区（垂水港）～浦川内（10.0km） ····· **600 円**

## 議案第1号 乗合タクシー区域拡大及び利便性向上について

垂水市地域公共交通計画（令和6年6月策定）

<基本理念> 安心して暮らし続けるためにみんなで支え合う公共交通

目標1／市民の外出実態・移動ニーズに合った地域交通の最適化

【事業1】事前予約型乗合タクシーの運行見直し（運行区域拡大）



◎令和6年度

自宅前乗降が可能である「ドアツードア方式」へ移行（令和6年10月～）

市北部における乗合タクシー実証運行（令和6年12月～令和7年2月）

※対象地区は、境・牛根・松ヶ崎の3地区



ルート上である協和地区からの声

- ❶ 路線バスの運行本数（特に日中）が少なくて使いづらい…
- ❷ 自宅からバス停（国道）までが上り坂（勾配、地理的特性）でアクセスが困難である…
- ❸ 帰りだけでも乗合タクシーに乗車させてほしい…

⇒ 路線バスでの移動に支障をきたしている現状がある

【参考】協和地区の現状

(1) 人口の推移

H22：2,000人 →→→ R02：1,450人 ( $\triangle 550$ 人、-27.5%)

(2) 市民の移動実績

最も利用する買物先：89.1%（地区別では最大）が市中心部へ

最も利用する通院先：71.2%が市中心部へ

(3) 路線バスの現状

霧島方面14便、桜島方面11便（令和7年4月現在）



実証運行、利用者アンケート、市民ニーズ、関係者との協議等を踏まえ…

# 令和7年10月1日 乗合タクシーをバージョンアップします！

## 1 北部ルート新設

対象地区（境・牛根・松ヶ崎地区）に「協和地区」を加えた4地区と中央地区を結ぶ、  
北部ルートを新設します。

### (1) 運行事業者

協和タクシーとオダの2社で輪番（1年ごと）

R7.10～R8.9／協和タクシー R8.10～R9.9／オダ

※既存4ルートの運行事業者については、これまでどおり

### (2) 運行回数・日数

4便／日、週3回（月曜日、水曜日、金曜日）運行

※国民の祝日は運休（代替日は設けない）

### (3) 運賃

先述のとおり

### (4) その他

ドアツードア方式採用（自宅前乗降可）

## 2 小谷ルート延伸

始発点であった小谷を「浦川内」まで延伸します。

### (1) 運行事業者

南海交通株式会社

### (2) 運行回数・日数

5便／日、週6回（従来どおり）

上り（→中央地区）8：25、13：25 ※小谷の5分前に設定

下り（中央地区→）11：55、13：25、16：55 ※小谷の5分後に設定

### (3) 運賃

先述のとおり

### (4) その他

ドアツードア方式採用（自宅前乗降可）

### 3 中央地区停留所増設 **NEW**

既存の 6 か所に加え、新たに 3 か所（計 9 か所）の停留所を増設します。

【現在】市役所、JA きもつき、中央病院、市民館、文化会館、垂水港

【新規】東内科小児科、ティエム温泉、タイヨー

計 9 か所

#### (1) 乗降について

これまで…原則、停留所での乗降のみ

10月から…概ね半径 200m 圏内（徒歩 2 ~ 3 分程度）については、乗降可能

【例】市役所／大隅垂水郵便局、井之上電機、ドラッグイレブン 等

市民館／だいわ、桑波田診療所、よしとみクリニック、鹿児島銀行 等

東内科小児科／ふくまる皮ふ科、ニシムタ、ジョイフル、鉄道記念公園 等

タイヨー／相良整形外科、中央公園 等



## (2) 注意点（これまでと変更なし）

- ア 中央地区内（市街地間）での移動は不可 【例】中央病院から垂水港への移動
- イ 途中での乗降不可 【例】牛根地区で乗車、協和地区で降車
- ウ 運賃については、1人あたりの運賃（2人以上で乗車しても、割引制度なし）
- エ （遅くとも）利用する1時間前には予約する（キャンセルの場合も同様）
- オ たるたるおでかけチケット使用可

以上の3事業を推進していくために…

### ◎ モビリティ・マネジメントの実施

- ・生涯学習出前講座の実施
- ・バスの乗り方教室の実施
- ・公共交通マップ（マイ時刻表）の作成、配布



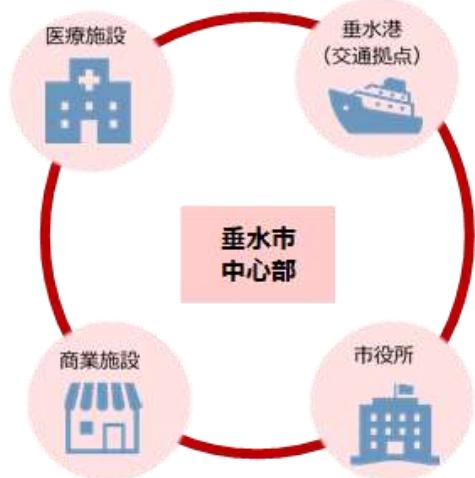
### ◎ 公共交通に関する情報案内の充実

- ・市民、来訪者に公共交通を利用してもらう機会を増やす
- ・広報誌等を活用し、周知を強化する

### ◎ 市街地での移動利便性向上に向けた新たな

#### 交通サービスの導入

- ・行政、交通事業者、施設等の関係者が一体となって協議、検討を行う
  - ・ICT技術の活用
- 【例】キャッシュレス化、AIオンデマンド交通、タクシーの配車アプリ等



#### 【参考（今後のスケジュール案）】

6月17日（火）	第2回協議会において、令和8事業年度垂水市地域内フィーダー系統確保維持計画承認 → 提出
6月下旬～8月	運行事業者、運輸支局等との連絡・調整 運輸支局への申請手続
9月1日（月）	広報たるみず等にて周知
9月16日（火）	班回覧（全戸配布）にて周知
9月初～中旬	住民説明会開催（昼夜計10回程度）
10月1日（水）	運行開始【出発式開催予定】 広報たるみず、市ホームページ等で周知

# 垂水市地域公共交通活性化協議会規約

平成 21 年 2 月 16 日制定

## (設置)

**第1条** 垂水市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）第 5 条第 1 項、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日付け国総計第 97 号。以下「国庫補助要綱」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、実施及び評価・見直しに関する事項
- (2) 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「運送法省令」という。）第 4 条の 2 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項
- (3) 前 2 号以外の事項であって、地域の交通の確保、維持又は改善のために協議が必要なその他の事項

2 協議会は、事務所を鹿児島県垂水市上町 114 番地に置く。

## (協議事項)

**第2条** 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域交通法及び国庫補助要綱に基づく交通計画の策定及び変更の協議、実施に係る連絡調整並びに交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事。
- (2) 運送法省令に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関する事（自家用有償旅客運送を含む）。
- (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項の協議等に関する事。

2 前項各号に係る協議会での協議等においては、垂水市地域公共交通運賃協議会設置規約に基づく垂水市地域公共交通運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 垂水市長又はその指名する者
  - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
  - (4) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者
  - (5) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者
  - (6) 住民又は利用者を代表する者
  - (7) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
  - (8) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
  - (9) 道路管理者又はその指名する者
  - (10) 鹿児島県警察鹿屋警察署長又はその指名する者
  - (11) 鹿児島県総合政策部交通政策課長又はその指名する者
  - (12) 垂水市内において自家有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体
  - (13) 学識経験を有する者その他交通協議会議の運営上必要と認める者
- 2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が協議会の運営に必要との申出があった場合には、協議会での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に、会長（1名）及び監査委員（2名）を置く。

- 2 会長は垂水市長又はその指名する者もって充てる。  
3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。
- 5 監査委員は、委員の中から選任する。
- 6 監査委員は、協議会の会計監査等の監査事務を行う。
- 7 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 協議会は、原則として公開とする。
- 11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の特例)

- 第6条** 会長は、協議会の議事について特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い合わせ、協議会に代えることができる。
- 2 前条第9項の規定は前項の場合において準用する。

(協議結果の取扱い)

- 第7条** 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

- 第8条** 第2条各号に掲げる事項について、地域の取組を行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会の分科会を置くことができるものとする。
- 2 前項に基づき、地域の取組を行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、第2条各号に掲げる事項について分科会で協議が調った場合は、協議会に報告の上、その可否に関して諮ることとする。

(事務局)

- 第9条** 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、垂水市企画政策課に置く。

- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

**第 10 条** 協議会の運営に関する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

**第 11 条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

**第 12 条** 協議会が解散した場合には、協議会の收支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

**第 13 条** この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。